

高梁・新見地区教科用図書採択市教育委員会協議会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、高梁・新見地区教科用図書採択市教育委員会協議会規約（以下「規約」という。）第16条の規定により、協議会の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学識経験者等の委員)

第2条 規約第4条に規定する学識経験者等の委員（以下「学識等の委員」という。）については、次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 学識等の委員は、教育長が推薦する。
- (2) 学識等の委員は4名以内とする。

(経費支弁)

第3条 経費の支弁については、次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 協議会は、会議に出席した学識等の委員に対して報酬を支払う。
- (2) 協議会は、会議に出席した協議会の委員及び規約第9条に規定する専門委員会の委員に対して、費用弁償として旅費を支給する。
- (3) 報酬及び費用弁償の額の計算及び支給方法については、別に定める。

(会議)

第4条 規約第8条に規定する会議は、次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 総会は、毎年度の始めに開催し、役員を選出し、事業計画及び予算並びに決算を審議する。
- (2) 教科用図書選定会議は、4月1日から8月31日までの間に開催し、教科用図書の採択に係る協議を行う。
- (3) 臨時会は、会長が必要と認めたときに開催し、前二号に属さない議事について審議する。

(選考委員会)

第5条 規約第10条に規定する選考委員会は、次の各号の定めるところにより運営するものとする。

- (1) 協議会が選考委員会に選定委員及び研究委員の選考を依頼するときは、会長が招集する。
- (2) 選考委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員のうちから互選する。
- (3) 委員長は、会議の議長となる。
- (4) 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代理する。

(選定委員会)

第6条 規約第11条に規定する選定委員会は、次の各号の定めるところにより運営するものとする。

- (1) 協議会が選定委員会に教科用図書の評価を依頼するときは、会長が招集する。
- (2) 選定委員会に委員長1名、副委員長2名を置き、委員のうちから互選する。
- (3) 委員長は、会議の議長となる。
- (4) 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代理する。

(研究委員会)

第7条 規約第12条に規定する研究委員会は、次の各号の定めるところにより運営するものとする。

- (1) 協議会が研究委員会に種目ごとに教科用図書の調査研究を依頼するときは、会長が招集する。
- (2) 研究委員会に委員長1名、副委員長2名を置き、委員のうちから互選する。
- (3) 委員長は、会議の議長となる。
- (4) 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代理する。
- (5) 研究委員会に種目ごとの部会を置き、当該部会の委員のうちから部会長を互選する。

(事務局)

第8条 規約第14条の規定による事務局は、小学校教科用図書については高梁市教育委員会内に、中学校教科用図書については新見市教育委員会内にそれぞれ置く。

(文書の保存年限)

第9条 協議会の文書の保存年限は5年とし、事務局において保管する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年8月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年8月3日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

